平成２３年（フ）第１４４号
鳥取県米子市大崎2275番地147県営住宅富益団地57―３棟57号、住民票上の住所鳥取県米子市大崎2275番地147県住57―３号
債務者　遠藤　皓也
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１７３号
鳥取県米子市東福原７丁目９番24号202号
債務者　島田　貴博
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９２号
鳥取県米子市上後藤８丁目２番９号
債務者　山根　祥馬
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５号
愛媛県松山市生石町516番地１　ロイヤル・サクラメント201号
債務者　菊池　康之
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
長崎県対馬市峰町櫛228番地
債務者　池邊　　勇
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第３号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲995番地　鶏知第２団地Ａ棟101号、旧住所長崎県対馬市美津島町鶏知乙520番地　アーバンハウス101号
債務者　栗屋　麻美
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第５５９号
大分県別府市石垣西８丁目１番33―305号吉田屋ビル
債務者　浅田　健二
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６３号
大分市向原西１丁目６番１号西部ビル303
債務者　崎田　敦子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
大分市大字羽屋243番地の７レオパレスＨＡＹＡ122
債務者　福田　洋治
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
大分市大字勢家1098番地の43
債務者　光吉　進治
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
宮崎市大字小松976番地５
債務者　谷口　政人
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７号
青森県八戸市大字白銀町字姥畑11番地１　オーネストイン１号、前住所青森県八戸市大字新井田字坂８番地１　雇用促進住宅１―103
債務者　久保　雅宏
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
福島県郡山市田村町谷田川字西曲渕11番地の１
債務者　折笠　　貢
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
福島県郡山市田村町谷田川字西曲渕11番地の１
債務者　折笠　明美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２８９３号
愛知県海部郡蟹江町泉１丁目72番地　クィーンシティ信Ａ101号
債務者　兵頭　　綾
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６号
山口県下関市新地町４番５―1202号　アミティビブレ下関、前住所山口県下関市武久町１丁目６番５―604号
債務者　渡川　瑠美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係